

中央大学学会年次支部協議会会則

(平成26年1月25日一部改正)

(名称)

第1条 本会は、中央大学学会年次支部協議会（以下「年次支部協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、中央大学学会(以下「学会」という。)の年次支部との連携・親睦を図るとともに、中央大学及び学会の施策を支援・推進し、もって中央大学及び学会の発展・興隆に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、学会の年次支部によって構成・組織する。

(幹事)

第4条 各年次支部から、本会に支部長を含め4名以内の幹事を推薦し任期は2年(支部長が交替した場合は、任期の残余期間)とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 幹事の中から、任期2年の代表幹事1名を選出する。

- 2 代表幹事は、各年次支部の幹事の中から候補者を選考して年次支部協議会にて承認を受けた後、年次支部協議会の業務を主宰する。
- 3 幹事の中から、任期2年の副代表幹事10名以内、事務局長1名、事務局次長2名以内、広報部長1名、会計幹事1名及び会計監査1名（以下「執行部役員」という。）を選出する。ただし、各年次支部から執行部役員は3名以内とし、1任期に限り再任を妨げない。
- 4 執行部役員は、次の各号に定める業務を行う。
 - (1) 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事の指示する業務を行う。
 - (2) 事務局長は、年次支部協議会の運営を円滑に行うものとし、事務局次長は事務局長を補佐する。
 - (3) 広報部長は、年次支部協議会及び年次支部の広報を行う。
 - (4) 会計幹事は、年次支部協議会の予算及び決算業務を行う。
 - (5) 会計監査は、年次支部協議会の監査を実施する。
- 5 年次支部活動の円滑化・活性化のため、顧問若干名を置くことができる。顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(年次支部協議会)

第6条 年次支部協議会は、第2条に定める目的達成のための必要事項を審議する。ただし、幹事は代理人をもって出席することができる。

- 2 年次支部協議会は、執行部役員会を置き、執行部役員会の運営については別途規約を

定める。

3 年次支部協議会は、学校法人中央大学の評議員並びに中央大学学会の副会長、常任幹事、幹事及び会計監事（以下「評議員等」という。）を推薦するため選考委員会を置く。選考委員会の委員は、代表幹事が指名し、選考委員会の運営及び評議員等の推薦結果を年次支部協議会に報告し、承認を得るものとする。

4 年次支部協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。委員会の運営、目的は、年次支部協議会に諮るものとする。

（事業報告、事業計画、予算及び決算）

第7条 本会の事業報告、事業計画、予算及び決算は、会計年度終了後3箇月以内に開催する年次支部協議会において承認を得るものとする。

（経費）

第8条 本会の経費は、各年次支部の分担金及び寄付金をもって充てる。

2 前項の分担金は、年額1万円とする。

（議決）

第9条 年次支部協議会において議決する場合には、1支部1票の出席幹事の過半数をもって決定する。

（年度）

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

（会則の改正）

第11条 本会則の改廃は、年次支部協議会の議決によるものとする。

2 第9条の規定に拘わらず、前項による議決は、1支部1票の出席幹事の3分の2以上の多数をもって決定する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

執行部役員会規約

(平成26年1月25日制定)

(目的)

第1条 執行部役員会(以下「役員会」という。)は、中央大学学会年次支部協議会会則(以下「会則」という。)第6条第2項により設置し、中央大学及び中央大学学会(以下「学会」という。)の施策を支援・推進し、もって中央大学及び学会の発展・興隆に寄与することを目的とする。

(役員会)

第2条 役員会は、前条の目的のために必要な事項の企画及び運営案を立案する。

2 この目的遂行のため代表幹事と共同して必要に応じて中央大学及び学会本部との交渉を行う。

(構成)

第3条 役員会は、会則第5条3項に定める執行部役員及び第6条第4項に定める委員会の長をもって構成する。

2 役員会の議長は、代表幹事がこれに当たる。代表幹事が欠けたとき又は代表幹事に事故があるときは、副代表幹事の中から指名された者が議長を代行する。

(招集)

第4条 役員会は、代表幹事が招集する。

2 代表幹事が欠けたとき又は代表幹事に事故があるときは、副代表幹事の中から指名された者が役員会を招集する。

(議決事項の承認)

第5条 役員会の議決事項は、その都度年次支部協議会に報告し承認を得るものとする。

2 役員会における議決事項は、執行部役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(経費)

第6条 役員会の必要とする経費は、年次支部協議会の収支に含める。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、年次支部協議会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

中央大学学員会年次支部協議会会則の一部を改正する会則新旧対照表

26. 1. 25

現 行	改 正 案
<p>(名称) 第1条 本会は、中央大学学員会年次支部協議会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、<u>中央大学学員会の年次支部及び年次会の連携・親睦を図るとともに、中央大学学員会の施策を支援・推進し、もって中央大学及び中央大学学員会の発展・興隆に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(組織) 第3条 本会は、<u>中央大学学員会の年次支部によって構成・組織する。</u>(幹事) 第4条 各年次支部から、本会に支部長を含め<u>3名以内</u>の幹事を推薦し任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 幹事の中から、<u>任期1年</u>の代表幹事1名を選出する。</p> <p>3 代表幹事は、<u>年次支部での順送りとし年次支部協議会にて承認を受けた後、年次支部協議会の業務を主宰する。</u></p>	<p>(名称) 第1条 本会は、中央大学学員会年次支部協議会 (以下「年次支部協議会」という。) と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、<u>中央大学学員会(以下「学員会」という。)</u>の年次支部との連携・親睦を図るとともに、中央大学及び学員会の施策を支援・推進し、もって中央大学及び学員会の発展・興隆に寄与することを目的とする。</p> <p>(組織) 第3条 本会は、<u>学員会の年次支部によって構成・組織する。</u>(幹事) 第4条 各年次支部から、本会に支部長を含め<u>4名以内</u>の幹事を推薦し任期は2年(支部長が交替した場合は、<u>任期の残余期間</u>)とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(役員) 第5条 幹事の中から、<u>任期2年</u>の代表幹事1名を選出する。</p> <p>2 代表幹事は、<u>各年次支部の幹事の中から候補者を選考して年次支部協議会にて承認を受けた後、年次支部協議会の業務を主宰する。</u></p> <p>3 幹事の中から、<u>任期2年の副代表幹事10名以内、事務局長1名、事務局次長2名以内、広報部長1名、会計幹事1名及び会計監査1名</u> (以下「執行部役員」という。)を選出する。ただし、各年次支</p>

部から執行部役員は3名以内とし、1任期に限り再任を妨げない。

4 執行部役員は、次の各号に定める業務を行う。

(1) 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事の指示する業務を行う。

(2) 事務局長は、年次支部協議会の運営を円滑に行うものとし、事務局長は事務局長を補佐する。

(3) 広報部長は、年次支部協議会及び年次支部の広報を行う。

(4) 会計幹事は、年次支部協議会の予算及び決算業務を行う。

(5) 会計監査は、年次支部協議会の監査を実施する。

5 年次支部活動の円滑化・活性化のため、顧問若干名を置くことができる。顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(年次支部協議会)

第5条 年次支部協議会は、第2条に定める目的達成のための必要事項を審議する。ただし、幹事は代理人をもって出席することができる。

2 年次支部協議会は、企画運営委員会を置く。

3 年次支部協議会は、学校法人中央大学の評議員並びに中央大学学員会の副会長、常任幹事、幹事及び会計監事（以下「評議員等」という。）を推薦するため選考委員会を置く。選考委員会の委員は、代表幹事が指名し、選考委員会の運営及び評議員等の推薦結果を年次支部協議会に報告し、承認を得るものとする。

4 年次支部協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができ

3 年次支部協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができ

る。委員会の運営、目的は、年次支部協議会に諮るものとする。

る。委員会の運営、目的は、年次支部協議会に諮るものとする。
(事業報告、事業計画、予算及び決算)

第7条 本会の事業報告、事業計画、予算及び決算は、会計年度終了後3箇月以内に開催する年次支部協議会において承認を得るものとする。

(経費)

第6条 本会の経費は、各年次支部の分担金及び寄付金をもって充てる。

(経費)

第8条 本会の経費は、各年次支部の分担金及び寄付金をもって充てる。

2 前項の分担金は、年額1万円とする。
(議決)

2 前項の分担金は、年額1万円とする。
(議決)

第7条 年次支部協議会において議決する場合には、1支部1票の出席幹事の過半数をもって決定する。
(年度)

第9条 年次支部協議会において議決する場合には、1支部1票の出席幹事の過半数をもって決定する。
(年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
(会則の改正)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
(会則の改正)

第9条 本会則の改廃は、年次支部協議会の議決によるものとする。

第11条 本会則の改廃は、年次支部協議会の議決によるものとする。

2 第7条の規定に拘わらず、前項による議決は、1支部1票の出席幹事の3分の2以上の多数をもって決定する。

2 第9条の規定に拘わらず、前項による議決は、1支部1票の出席幹事の3分の2以上の多数をもって決定する。

附則

附則

この規約は、平成7年5月12日より施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成22年5月21日より施行する。